

平成23年(2011年)3月10日
総務委員会資料
経営室契約担当

工事請負に関する制限付一般競争入札導入の基本的考え方（案）について

現在、工事案件については、原則として総合評価落札方式による一般競争入札を実施している。この一般競争入札については、区内業者（区内に本店を有する者）準区内業者（区内に支店・営業所を有する者）にかかわらず、広く参加を求め、競争性を確保してきた。

区では、中間前払い金制度の導入による中小業者の支援や低入札価格調査制度の試行を開始したほか、新たに入札参加資格者指名停止取扱要綱を制定し、資料を提出しない又は入札の辞退を繰り返す等の場合に指名停止措置を定めるなど、より透明性の高い入札・契約制度への改善を図っているところである。

一方で、長引く経済情勢の低迷の中、建設市場については縮小が続いており、特に、区内に所在する建設業者のほとんどが、景気に左右されやすい中小企業である。

こうした状況下、区内産業の育成と中野区経済の発展にも資するため、区内業者が優先的に受注できるよう地域要件を付加した制限付一般競争入札を時限的に導入する。

1 新たに制限する事項

一般競争入札の参加資格要件に、中野区内に本店を置く建設業者（準区内業者は除く）を加える。

なお、発注方式は、総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）及び最低制限価格・低入札価格調査制度との併用とする。

2 対象とする工事案件

東京電子自治体共同運営の等級格付工事（工事種別が、道路舗装、土木、建築、電気、給排水・衛生空調工事）及びその他工事のうちの造園工事とし、予定価格は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------|
| ① 道路舗装 | 6 0 0 0 万円以下 |
| ② 土木 | 1 億円以下 |
| ③ 建築 | 1 億円以下 |
| ④ 電気 | 4 0 0 0 万円以下 |
| ⑤ 給排水・空調 | 3 0 0 0 万円以下 |
| ⑥ 造園 | 6 0 0 0 万円以下 |

なお、造園以外のその他工事については、対象を公告時において定める。

上記予定価格は、入札・契約の公正・公平な競争性を維持し、入札監視委員会や議会、区民から無用な疑義を持たれないよう、中野区工事請負指名競争入札参加者指名基準」により区内・準区内業者を中心に適用している契約予定価格をベースとしつつ、これまで「見積もる契約金額の半額に相当する金額以上の工事を過去5年間に直接請負い、これを完成させている」契約実績及び工事施工能力等を参考に、少なくとも10者以上（ただし土木、造園は5者以上）による競争が可能なものとして設定する。

3 対象とする期間

平成23年4月1日から1年間の間に公告する案件とする。ただし、区の経済状況等により更新を可とする。

4 建設共同企業体の活用

建設共同企業体取扱要綱に基づき、予定価格が
おおむね 8 億円以上の建築工事

6 億 4 千万円以上の土木工事

4 億円以上の道路舗装工事

9 千万円以上の設備工事（電気工事、給排水衛生工事及び空調工事）

については、建設共同企業体による競争入札の対象工事と定められている。また、特に必要があると認められるときには対象工事以外の工事についても建設共同企業体対象工事（造園工事など）とすることができることとされている。

建設共同企業体方式による工事は、中野区内中小建設業者の受注機会を確保し、かつ工事施工能力の増強を図ることを目的としている（代表企業または参加企業のうち1者は必ず区内事業者）。

このため、上記予定価格に達しない案件の場合（例えば、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める予定価格1億8000万円以上の工事）などにも、当制度の目的達成に有効と判断できる場合には、建設共同企業体方式を活用することとする。